

北海道再犯防止推進会議（函館）地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙1)

整理番	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
1	函館市	2,000名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の活動団体に対する財政的支援。 ・ 協力雇用主に対する支援として競争入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置の導入。 ・ 社会を明るくする運動を通じた市民への広報・啓発の協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、本市における地域共生社会の実現を目指すうえで、関係機関と連携を図りながら取組を推進する必要がある。 	
2	函館地方検察庁	74名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察庁では、起訴猶予処分や執行猶予付き判決等により、矯正施設に入所することなく釈放される被疑者等のうち、高齢や障害、生活困窮などの事情があって福祉的支援が必要な被疑者等に対して、釈放後の円滑な社会復帰を支援、いわゆる入口支援をすることにより、再犯防止に取り組んでいる。 ○更生緊急保護 更生保護法85条等に基づき、起訴猶予処分などの事由により身柄拘束中の被疑者を釈放する場合で、住居がないなど保護の必要があって、本人が希望していれば、再犯防止の観点から、検察官は、本人に対して、更生緊急保護手続を説明した上で保護カードを交付し、保護観察所に引き継いでいる。 ○福祉的支援 身柄拘束の有無を問わず、検察官が、高齢や障害、生活困窮などの事情によって再犯のおそれがある者に係る事件の処分を決するに当たり、被疑者が希望すれば、社会福祉士による面談を行って福祉的支援策の助言を受け、検察官の事件処分に反映させた上、社会福祉士に支援を依頼し、福祉関係機関へのつなぎ支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの支援は、本人が希望していることが前提となるため、本人が頑なに支援を拒むことも多くある上、過去に更生緊急保護や福祉的サービスの受給につなげて、また同様の犯罪を行って事件送致される被疑者もやはり存在するため、さらなる支援策検討に苦慮する場合も多い。 	

整理番	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
3	函館少年刑務所	約185名	<p>1 出所後の就労先の確保 「職業訓練・就労支援指導」</p> <p>2 出所後の受入先の確保 「特別調整」</p> <p>3 内容(抜粋) 当所は、刑事施設として、裁判で実刑が確定した受刑者を収容し、刑を執行した上で、保護や地域社会にバトンリレーする役割を担っています。 当所は、再犯防止に向けた取組として、①職業訓練と就労支援指導による「就労先の確保」、②高齢又は障害を有する者に対する特別調整を通じた「受入先の確保」に取り組んでいます。 就労先の確保については、当所は、法務省矯正局が指定した総合職業訓練施設として、全国の刑事施設から対象者を選抜し、理容科、自動車整備科、船舶職員科など計12種類の職業訓練を実施しています。 当所は、総合職業訓練施設という特長を生かし、 職業訓練の受講 →職業訓練で取得した資格を生かせる近隣の事業所での体験作業や通勤作業の実施 →就労支援指導 →就労先の確保 →就労先への定着 というルート作りを目指しています。 現に、このルートを経て社会復帰した事例はあり、今後は、「成功事例」ではなく「定例」にできるよう取り組んでいきたいと考えています。 そのためには、地域社会の皆さんや企業の方々に理解されることが前提ですので、良好な関係の維持に努めたいと思います。 受入先の確保については、高齢又は障害のある受刑者を対象に、訓令等に基づく特別調整を実施しています。</p>	<p>1 出所後の就労先の確保 「関係機関との連絡調整」</p> <p>2 出所後の受入先の確保 「高齢又は障害を有する受刑者の増加・関係機関との連絡調整」</p> <p>3 内容(抜粋)</p> <p>課題としては、まず、受刑者の大半が本州の出身であるため、遠方の保護観察所や事業主との調整が必要となることです。 テレビ会議システム等を活用し、関係機関に協力いただきながら、円滑な調整に努めていきたいと思ひます。</p> <p>課題としては、まず、昨今の収容人員の減少に反比例するように、特別調整が必要な受刑者の割合が増加していることです。 中には、かなり高齢で、かつ罪質もかなり悪く、認知症の影響か、意思疎通すら困難な者もおります。 また、就労先の確保における課題と同様に、受刑者の大半が本州の出身であるため、遠方の保護観察所や事業主との調整が必要となることです。 以上のとおり、取組には課題もありますが、刑事施設として、再犯防止施策における国、地方自治体、地域社会によるバトンリレーの一役を担いつつ、円滑なバトンタッチに努めていきたいと思ひます。</p>	

北海道再犯防止推進会議 (函館) 地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙1)

整理番	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
4	函館少年鑑別支所	8名	<p>・函館少年鑑別支所は、家庭裁判所の決定により非行のあった少年を収容し、少年の問題性や改善の可能性を探り、家庭裁判所の審判や、少年院、保護観察等における指導に活用される資料を提供する（これを鑑別と言う。）国の機関であるが、同時に、法務少年支援センターという別名で地域社会を対象とした活動を行っている。</p> <p>・具体的な活動として同センターは、一般の人に対する非行問題等に関する心理相談、効果的な指導のためのアセスメント、非行や犯罪防止に関する研修・講演会への講師派遣、児童・生徒などに対する法教育などを行っており、すでに多くの実施実績がある。</p> <p>・再犯防止推進法に係る取組においても、関係・関連機関と積極的に連携し、こうした取り組みを充実させたいと考えている。</p>	—	
5	函館公共職業安定所	約160名 (非常勤含む)	<p>・ハローワークでは刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設や更生保護機関と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しており、ハローワーク函館では刑務所出所者等の支援窓口を設置し、就職支援ナビゲーター（非常勤）による職業相談、職業紹介を行っている。</p> <p>職業相談はハローワークの窓口で行うほかに月一回程度、函館少年刑務所に赴いて行っている。</p> <p>職業相談のほかにもハローワークの利用の仕方や求職活動の進め方等について職業講話を実施している。</p>	<p>・刑務所出所者等就労支援事業の支援対象者として保護観察所から就労支援の依頼があってもハローワークに来所せず、支援することなくその後の状況がわからない者もいる。</p>	
6	函館保護観察所	12名	<p>・地方再犯防止推進計画の早期策定に向け、管内の更生保護団体へ協力を呼びかけるとともに、地方公共団体に対し要請等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度社明道南地方推進委員会（令和元年5月22日） ○管内保護司等代表者協議会（令和元年5月28日） ○社明法務大臣メッセージ伝達（令和元年7月2日～同月5日） ○函館市への働き掛け（令和元年11月28日） →函館地区保護司会長、同会事務局長、市議会議長とともに訪問し、担当の保健福祉部長に対して口頭により要請 ○函館地区保護司会・更生保護女性会合同研修（令和元年12月4日） 	<p>・管内の地方公共団体について、前年同様に、同計画の策定に関してその見込みも含め具体化されていないことから、引き続いて関係団体の協力を得ながら、地域における策定への機運を高め、その実現に向け具体的な取組を行う必要がある。</p>	

北海道再犯防止推進会議（函館）地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙1)

整理番	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
7	函館保護司会連合会	1名 (保護司会 会員456名)	<p>○「社会を明るくする運動」の推進について 「社会を明るくする運動」の運動の期間中に各地区保護司会が各々当該運動周知のための行事に取り組んでおり、函館地区においては、5支部のそれぞれの地域で街頭啓発を実施しているほか、ミニ集会の開催や社明ポスターの張り出し、広報用ポケットティッシュの配布など地域住民への周知に努めている。 また、広く市民の理解と協力を深め、更生保護制度の普及発展を図るため、「市民のつどい」や「青少年育成フォーラム」なども開催している。</p> <p>○関係団体との連携について 更生保護関係団体の総会や研究会へ参加するなど、関係機関と相互に連携しながら各種事業の推進に務めている。</p> <p>○保護司の研修 各地区保護司会において保護司を対象とした処遇会議や定例研修などを開催するほか、保護観察所等の主催する各種研修へ参加するなど、保護司の資質の向上に努めている。</p>	<p>・様々な取組をしているが、再犯防止の重要性や必要性について十分理解を得られている状況ではなく、今後、当該事業を進めていく上での体制や資金等について国や自治体の支援・協力が不可欠である。</p>	
8	函館更生保護女性連盟	約695名	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護ボランティアとして更生保護関係団体の事業に協力 ・函館保護司会連合会の犯罪予防活動に協力 ・函館更生保護協会の会員募集 ・BBS会活動への協力 ・函館就労支援事業者機構への協力 ・函館創生会（巴寮）でのおふくろの味・ふれあい夕食会と男の料理や愛の図書、花の苗等の援助奉仕活動（月2回、土曜日） ・道立大沼学園の支援。運動会・野球大会・学園祭では喫茶店を協力・参加 ・更生保護思想の普及・犯罪予防活動。各地区会でミニ集会や子育て支援事業 	<p>・高齢化と会員減少。</p>	
9	(特非) 函館就労支援事業者機構	142事業所	<p>・犯罪や非行をした者の再犯を防ぐためには、地域社会で「居場所」と「出番」を整えておくことが重要であり、その「出番」である就労の機会を提供してくれる協力雇用主との連携の強化や、新たに協力雇用主になってもらうよう事業者へ働き掛けるなど、函館保護観察所とともに就労支援の充実に取り組んでいる。 例年、函館保護観察所が実施する刑務所出所者等就労支援推進協議会などの会議の開催に協力しているほか、本年度は、令和元年7月24日、函館保護観察所長、札幌出入国在留管理局函館出張所長とともに、函館商工会議所を訪問し、就労支援や協力雇用主の開拓への協力をお願いした。</p>	<p>・様々な職種の協力雇用主を確保することや、保護観察を受けている者を協力雇用主のもとでの就労につなげること。</p>	

北海道再犯防止推進会議（函館）地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙1)

整理番	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
10	(更) 函館創生会	28名 (非常勤等含む)	<p>・当法人は主として下記の4項目についての役割を担っています</p> <p>1 生活環境の調整業務 刑務所や少年院など矯正施設に収容されている人の引き受けについて調整する業務。</p> <p>2 補導援護業務 仮釈放者を中心に保護観察を受けている人で、頼るべき親族や縁故者のいない人、適当な住居がない人を収容保護して、宿泊させ食事を支給する他、必要な支援や相談を行い、健全な社会復帰を助ける業務。</p> <p>3 更生緊急保護業務 刑務所、少年院等矯正施設から満期釈放などで身柄の拘束を解かれた後、親族から援助を受けることが出来ず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けることが出来ない人を収容保護して、宿泊させ食事を支給する他、必要な支援や相談を行い、健全な社会復帰を助ける業務。</p> <p>4 フォローアップ事業 巴寮を退寮した人の内、継続的に生活相談や生活指導を必要とする人に対して、相談に応じ、指導をするなどして支援する業務</p> <p>・主な取り組み (1) 環境調整対象者(毎月150人係属)に3カ月に1回(毎月50人程度)、個別に手紙を書いて、当寮が発行している隔週通信6通と職安が発行している求人情報を送付し、反省悔悟を促すと共に更生の意欲を涵養しているのが、他に施設に見られない当法人の特徴である。 (2) 毎月日曜日毎に管内17地区の更生保護女性会員が交代で夕食づくりと女性会員による隔週土曜日のお昼に男の料理を開いていただいているが、これも他に見られない特徴である。</p>	<p>・当法人は収容定員20名で、補導援護、更生緊急保護対象者を一人当たり60日でしかるべきところに自立させているが、高齢者、薬物等依存者、知的、精神、身体的障害者の処遇と自立先を探すのに困惑している。</p>	
11	北海道警察函館方面本部 (生活安全課)	—	<p>・子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の取組</p> <p>・ストーカー加害者に対する医療機関の受診の取組</p> <p>・少年サポートセンターでの少年相談、少年の居場所づくり等の取組</p>	—	
12	(捜査課)	約30名	<p>・暴力団組織からの離脱支援に関する取組 関係団体と連携のうえ、暴力団離脱者支援対策協議会などの会議を実施して、離脱支援の情報を共有し、再犯防止に繋がる取り組みを実施している。</p> <p>・薬物依存者に対する取組 関係団体と連携のうえ、薬物乱用者の再犯防止を図るための協力関係を構築し、方面の各警察署には、薬物事件検挙被疑者に対して再犯防止に関する資料の交付を促す指導を行うなどの取り組みを実施している。</p>	—	